

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から適用する。

平成二十二年十月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表Ⅱ区分133③④イを次のように改める。

イ 血流非遮断型（胸部及び腹部）

88,700円

別表Ⅱ区分163を次のように改める。

163 ^{ぼうこう}膀胱尿管逆流症治療用注入材

72,100円